

省 令 案	現 行 省 令
<p style="text-align: center;"><u>基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令</u></p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この省令は、<u>基幹放送の業務に関する表現の自由享有基準</u> <u>に関して、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」</u> <u>という。）の委任に基づき事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令の規定の解釈に関しては、<u>次の定義に従うもの</u> <u>とする。</u></p> <p>一 <u>申請者等 申請者（基幹放送の業務を行おうとする者をいう</u> <u>。以下同じ。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまで</u> <u>に掲げる者をいう。</u></p> <p>二 <u>地上基幹放送事業者等 地上基幹放送事業者（放送法施行規</u> <u>則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第一号に</u> <u>規定する地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）に係る法第</u> <u>九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者をいう。</u></p> <p>三 <u>衛星基幹放送事業者等 衛星基幹放送事業者（放送法施行規</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>放送局に係る表現の自由享有基準「享有基準・ゴシック」</u> <u>放送法施行規則「施行規則・明朝」</u></p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、<u>放送局（放送試験局、放送衛星局、放送試験</u> <u>衛星局及び放送を行う実用化試験局（電気通信業務を行うことを</u> <u>目的とするものを除く。）を含み、受信障害対策中継放送、受託</u> <u>国内放送、受託協会国際放送、受託内外放送、多重放送又は臨時</u> <u>目的放送を専ら行うものを除く。以下同じ。）に関する表現の自</u> <u>由享有基準を定めることを目的とする。</u></p> <p>〔施行規則（第十七条の八）〕</p> <p>3) この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に</u> <u>定めるところによる。</u></p> <p>八 <u>申請者等 申請者、これを支配する者又はこれらにより支配</u> <u>される者をいう。</u></p> <p>十 <u>地上放送事業者等 地上放送事業者、これを支配する者又は</u> <u>これらにより支配される者をいう。</u></p>

則第二条第二号に規定する衛星基幹放送事業者をいう。以下同じ。)に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者をいう。

四 認定放送持株会社 法第百六十条の認定放送持株会社をいう。

五 子会社 法第百五十八条に規定する子会社をいう。

六 放送衛星業務用の周波数 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第三十号の規定に基づき我が国に割り当てられた十一・七ギガヘルツから十二・二ギガヘルツまでの放送衛星業務に使用される周波数

七 放送衛星業務用の周波数以外の周波数 前号の周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数

ハ トランスポンダ数 次に掲げる数を合計した数をいう。

イ 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。)第六章第二節に定める狭帯域伝送方式(以下「狭帯域伝送方式」という。)による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量(誤り訂正等を含む。以下同じ。)又は一秒における基準伝送容量(使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。)をデジタル放送の標準方式第三十九条第二項に定める伝送速度で除した数

ロ デジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒における

十一 認定放送持株会社 法第五十二条の三十第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社をいう。

十二 子会社 法第五十二条の二十九に規定する子会社をいう。

十三 トランスポンダ数 次に掲げる数を合計した数をいう。

イ 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。)第六章第二節に定める狭帯域伝送方式(以下「狭帯域伝送方式」という。)による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量(誤り訂正等を含む。以下同じ。)又は一秒における基準伝送容量(使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。)をデジタル放送の標準方式第三十九条第二項に定める伝送速度で除した数

ロ デジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式(以下「高度狭帯域伝送方式」という。)による放

伝送容量又は一秒における基準伝送容量をデジタル放送の標準方式第四十八条第二項に定める伝送速度で除した数

ハ デジタル放送の標準化方式第六章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式（以下「広帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第三十一条第三項に定める通信速度で除した数

ニ デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数をデジタル放送の標準方式第三十五条の四第三項に定める通信速度で除した数

ホ イからニまでに掲げる伝送方式以外の伝送方式による放送については、当該イからニまでに掲げる方法に準ずる方法で算出した数

送については、各放送に係る一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量をデジタル放送の標準方式第四十八条第二項に定める伝送速度で除した数

ハ デジタル放送の標準化方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式（以下「広帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第三十一条第三項に定める通信速度で除した数

ニ デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数をデジタル放送の標準方式第三十五条の四第三項に定める通信速度で除した数

ホ イからニまでに掲げる伝送方式以外の伝送方式による放送については、当該イからニまでに掲げる方法に準ずる方法で算出した数

（原則）

第二条 放送局（人工衛星の無線局を除く。第四項を除き、以下同じ。）は、放送をすることができるときをできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、次の各号に掲げる者

〔移動〕

(地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例)

- 第三条 申請者のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 その地上基幹放送の業務が行われることにより、申請者が四以下の中波放送又はコミュニティ放送（放送法施行規則別表第

以外の者が開設するものでなければならない。

- 一 その局以外の放送局に係る一般放送事業者（以下この条及び第七条において「一般放送事業者」という。）
 - 二 一般放送事業者を支配する者
 - 三 前二号に掲げる者により支配される者
- 2 放送局の開設は、その局の申請者（その局の免許を受けようとする者をいう。以下同じ。）、これを支配する者又はこれらにより支配される者であつて衛星放送業務（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第十七条の八第三項第四号に規定する衛星放送業務をいう。）を行う者が同条に規定する基準に適合しない場合における当該申請者以外の者がするものでなければならない。
- 3 前項の規定において支配とは、放送法施行規則第十七条の八第三項第七号に規定する支配をいう。
- 4 放送局であつて放送法施行規則第十七条の八第三項第二号に規定する特別衛星放送又は同項第三号に規定する一般衛星放送に係るものに関する表現の自由享有基準については、それぞれ同条第一項又は第二項に規定する基準を準用する。

(中波放送等とテレビジョン放送に係る特例)

五号（注）八のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）以外の超短波放送による地上基幹放送の業務に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者となる場合

二 その地上基幹放送の業務が行われることにより、申請者が四以下の中波放送若しくはコミュニティ放送以外の超短波放送による地上基幹放送の業務又はコミュニティ放送による地上基幹放送の業務に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者及びテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る同号イからハまでに掲げる者となる場合

「移動」

三 隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対象地域においてテレビジ

第三条 前条第一項の規定は、その局が開設されることにより、その局の放送に係る放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域（以下「放送対象地域」という。）において、申請者が中波放送又は超短波放送に係る前条第一項各号に掲げる者及びテレビジョン放送に係る同項各号に掲げる者となる場合は、適用しない。

第四条 前条の規定は、その局が開設されることにより、その局の放送に係る放送対象地域において、一の者が中波放送又は超短波放送に係る第二条第一項第一号又は第二号に掲げる者、テレビジョン放送に係る同項第一号又は第二号に掲げる者及び新聞社を営し、又は支配する者となる場合には適用しない。ただし、当該放送対象地域において、他に一般放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であつて、その局が開設されることにより、その一の者（その一の者が支配する者を含む。）がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。

（連続放送対象地域に係る特例）

第五条 第二条第一項の規定は、隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対

ヨ)放送による地上基幹放送の業務(県域放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第五号(注)七の県域放送をいう。))であるものに限る。以下この号において同じ。)を行おうとする場合であつて、その地上基幹放送の業務が行われることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域(申請者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする放送対象地域を除く。)においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。以下同じ。))以外の基幹放送事業者(以下単に「基幹放送事業者」という。)(各放送対象地域ごとに一の基幹放送事業者に限る。以下この号及び第三条第三項第二号において「特別基幹放送事業者」という。)の各々と申請者との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合(当該申請者及び特別基幹放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は当該位置関係と同程度に地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。)

イ 特別基幹放送事業者の地上基幹放送の業務に係る法第九十三条第一項第四号イに掲げる者

ロ 二の基幹放送事業者の間においていずれか一方が他方の議決権の五分の一以上を有する関係又はいずれか一方の議決権の五分の一以上を有する者に他方がその議決権の五分の一以上を

有する関係にある場合又は当該位置関係と同程度に地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。)

象地域にテレビジョン放送(県域放送(放送法施行規則別表第一号(注)十三の県域放送をいう。))に限る。以下この条において同じ。)を行う放送局を開設しようとする場合であつて、その局が開設されることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域(申請者がテレビジョン放送を行う放送局を開設しようとする放送対象地域を除く。)においてテレビジョン放送を行う一般放送事業者(各放送対象地域ごとに一の一般放送事業者に限る。以下この条及び第十二条第二号において「特定一般放送事業者」という。))の各々と申請者との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合は、適用しない。ただし、当該申請者及び特定一般放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他のすべての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は当該位置関係と同程度に地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。

一 特定一般放送事業者の放送局に係る第二条第一項第一号に掲げる者

二 一の一般放送事業者の間においていずれか一方が他方の議決権の五分の一以上を有する関係又はいずれか一方の議決権の五分の一以上を有する者に他方がその議決権の五分の一以上を保

上を保有される関係（以下「議決権の保有関係」という。）を特別基幹放送事業者との間において有する者

- ハ 特別基幹放送事業者との間に、当該申請者及び特別基幹放送事業者と議決権の保有関係を通じて連鎖関係にある一又は二以上の特別基幹放送事業者が介在することとなる者

- 四 特定地上基幹放送事業者がその行う地上基幹放送の業務に係る放送対象地域において自己に属する他の特定地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみにより地上基幹放送の業務を行う場合

- 五 コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う場合であつて、申請者が、その放送対象地域の全部又は一部を含む市町村の区域の一部を放送対象地域の全部又は一部として行われている他のコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者（当該市町村の区域の一部を放送対象地域の全部又は一部としない他のコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に係る同号イからハまでに掲げる者を除く。）である場合であつて、コミュニティ放送による地上基幹

有される関係（以下「議決権の保有関係」という。）を特定一般放送事業者との間において有する者

- 三 特定一般放送事業者との間に、当該申請者及び特定一般放送事業者と議決権の保有関係を通じて連鎖関係にある一又は二以上の特定一般放送事業者が介在することとなる者

第六条 削除

（自己に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみにより放送を行う場合に係る特例）

- 第七条 第二条第一項の規定は、一般放送事業者がその行う放送に係る放送対象地域において自己に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみにより放送を行う放送局を開設する場合は、適用しない。

（同一市町村の区域におけるコミュニティ放送局に係る特例）

- 第八条 第二条第一項の規定は、コミュニティ放送（放送法施行規則別表第一号（注）十四のコミュニティ放送をいう。）を行う放送局を開設する場合であつて、申請者が、その放送対象地域の全部又は一部を含む市町村の区域の一部を放送対象地域の全部又は一部として開設された他のコミュニティ放送を行う放送局に係る同項各号に掲げる者（当該市町村の区域の一部を放送対象地域の全部又は一部としない他のコミュニティ放送を行う放送局に係る同項各号に掲げる者を除く。）である場合であつて、コミュニティ放送の普及等のために特に必要があると認める場合は、適用し

放送の業務の普及等のために特に必要があると認める場合

〔移動〕

六 その地上基幹放送の業務が行われることにより、その地上基幹放送の業務に係る基幹放送事業者が法第九十三条第一項第四号ハに掲げる者となる場合であつて次のいずれかに該当する場合又は当該基幹放送事業者以外の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者が次のいずれかに該当する同号ハに掲げる者に係る同号ロに掲げる者となる場合（その地上基幹放送の業務に係る基幹放送事業者が認定放送持株会社の子会社である場合及びその基幹放送の業務に係る基幹放送事業者に対して認定放送持株会社又はその子会社が支配関係を有することとなる場合を除く。）

イ 自己の地上基幹放送の業務に係る認定等（地上基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許をいう。以下この号において同じ。）の有効期間中に次に掲げる事項のいずれかに該当したこと（当該認定等の時より前の時に次に掲げる事項のいずれかに該当したことがある場合には、法第九十三条第一項第四号ハに掲げる者でなくなった場合に次の認定の更新等（基幹放送の業務の認定の更新又は特定地上基幹放送局の再免許をいう。以下この号において同じ。）の時までに

ない。

（放送の普及等に係る特例）

第九条 第二条第一項の規定は、放送の普及等のために特に必要があると認める場合は、適用しない。

（経営困難等に係る特例）

第十条 第二条第一項の規定は、その局が開設されることにより、その局に係る一般放送事業者が同項第三号に掲げる者となる場合であつて次のいずれかに該当する場合又は当該一般放送事業者以外の一般放送事業者が次のいずれかに該当する同号に掲げる者に係る同項第二号に掲げる者となる場合には適用しない。ただし、その局に係る一般放送事業者が認定放送持株会社（放送法第五十一条の三十第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社をいう。以下同じ。）の子会社である場合及びその局に係る一般放送事業者を認定放送持株会社又はその子会社が支配することとなる場合は、この限りでない。

一 自己に属する放送局の免許の有効期間中に次に掲げる事項のいずれかに該当したこと（当該免許の時より前の時に次に掲げる事項のいずれかに該当したことがある場合には、第二条第一項第三号に掲げる者でなくなった場合に次の再免許の時までに業務を維持することが困難になるおそれがある財政状態にある場合に限る。）。

業務を維持することが困難になるおそれがある財政状態にある場合に限る。) 。

(1) 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) の更生手続開始の決定を受けていること。

(2) 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) の再生手続開始の決定を受けていること。

(3) 債務超過の状態が二年間継続しており、かつ、債務超過の状態にある事業年度を含む連続する三以上の事業年度において経常損失が生じていること。

ロ 当該基幹放送の業務に係る直近の認定の更新等の時にイの括弧書に規定する財政状態にある場合に該当しており、かつ、イの括弧書に規定する財政状態にある場合に該当すること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該基幹放送の業務に係る直近の認定の更新等の時にイ及びロのいずれかに該当する (イに該当する場合には、イの括弧書に規定する財政状態にある場合に限る。) ものとして当該基幹放送の業務に係る認定の更新等を受けていること。

〔移動〕

イ 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) の更生手続開始の決定を受けていること。

ロ 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) の再生手続開始の決定を受けていること。

ハ 債務超過の状態が二年間継続しており、かつ、債務超過の状態にある事業年度を含む連続する三以上の事業年度において経常損失が生じていること。

二 当該放送局に係る直近の再免許の時に前号括弧書に規定する財政状態にある場合に該当しており、かつ、同号括弧書に規定する財政状態にある場合に該当すること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該放送局に係る直近の再免許の時に前二号のいずれかに該当する (第一号に該当する場合には、同号括弧書に規定する財政状態にある場合に限る。) ものとして当該放送局に係る再免許を受けていること。

2) 第二条第一項第三号に掲げる者となる一般放送事業者は当該一般放送事業者の、同号に掲げる者となる一般放送事業者に係る同項第二号に掲げる者となる一般放送事業者は当該同項第三号に掲げる者となる一般放送事業者の財政状態を証する書類を総務大臣に提出し、その財政状態が前項第一号ハに掲げる事項に該当していることについて、総務大臣の確認を受けることができる。

七 申請者が行う地上基幹放送の業務が多重放送又は臨時目的放送の業務である場合

八 申請者等が衛星基幹放送業務を行う者である場合において衛星基幹放送業務を行う者が第四条に規定する場合に適合しない場合における当該申請者以外の者が地上基幹放送の業務を行う場合

九 申請者が日本放送協会である場合

十 申請者が放送大学学園である場合

十一 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

2 前項第二号の規定は、その地上基幹放送の業務が行われることにより、その地上基幹放送に係る放送対象地域において、一の者が中波放送又は超短波放送による地上基幹放送の業務に係る法第九十三条第一項第四号イ又はロに掲げる者、テレビジョン放送に

第十一条 削除

〔再掲 享有基準第二条第二項〕

2 放送局の開設は、その局の申請者（その局の免許を受けようとする者をいう。以下同じ。）がこれを支配する者又はこれらにより支配される者であつて衛星放送業務（放送法施行規則（昭和十五年電波監理委員会規則第十号）第十七条の八第三項第四号に規定する衛星放送業務をいう。）を行う者が同条に規定する基準に適合しない場合における当該申請者以外の者がするものでなければならぬ。

〔再掲（享有基準第九条）〕

（放送の普及等に係る特例）

第九条 第二条第一項の規定は、放送の普及等のため特に必要があると認める場合は、適用しない。

〔再掲（享有基準第四条）〕

第四条 前条の規定は、その局が開設されることにより、その局の放送に係る放送対象地域において、一の者が中波放送又は超短波放送に係る第二条第一項第一号又は第二号に掲げる者、テレビジョン放送に係る同項第一号又は第二号に掲げる者及び新聞社を経

よる地上基幹放送の業務に係る同号イ又はロに掲げる者及び新聞社を営し、又はそれに対して支配関係を有する者となる場合には適用しない。ただし、当該放送対象地域において、他に基幹放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であつて、その基幹放送の業務が行われることにより、その一の者（その一の者が支配関係を有する者を含む。）がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定は、その地上基幹放送の業務が行われることにより、認定放送持株会社又は基幹放送事業者が、当該各号に掲げる者に係る法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者に対して支配関係を有することとなる場合は、適用しない。

一 第一項第二号 中波放送又は超短波放送による地上基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者及びテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者

二 第一項第三号 同号の申請者及び特別基幹放送事業者

三 第一項第五号 同号の申請者及び申請者以外のコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者

4 第一項第六号に関し、法第九十三条第一項第四号ハに掲げる者

営し、又は支配する者となる場合には適用しない。ただし、当該放送対象地域において、他に一般放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であつて、その局が開設されることにより、その一の者（その一の者が支配する者を含む。）がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。

（中波放送等とテレビジョン放送に係る特例等の例外）

第十二条 次の各号に掲げる規定は、その局が開設されることにより、当該各号に掲げる者に係る第二条第一項第二号に掲げる者が認定放送持株会社又は一般放送事業者に支配される場合は、適用しない。

一 第三条 中波放送又は超短波放送を行い、又は行おうとする者及びテレビジョン放送を行い、又は行おうとする者

二 第五条 同条の申請者及び特定一般放送事業者

三 第八条 同条の申請者及び申請者以外のコミュニティ放送を行う一般放送事業者

〔再掲（享有基準第十条第二項）〕

2 第二条第一項第三号に掲げる者となる一般放送事業者は当該一

となる基幹放送事業者は当該基幹放送事業者の、同号ハに掲げる者となる基幹放送事業者に係る同号ロに掲げる者となる基幹放送事業者は当該同号ハに掲げる者となる基幹放送事業者の財政状態を証する書類を総務大臣に提出し、その財政状態が第一項第六号イ③に掲げる事項に該当していることについて、総務大臣の確認を受けることができる。

(衛星基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例)

第四条 申請者のうち衛星基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請者等が衛星基幹放送に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えない場合

二 申請者が行う衛星基幹放送の業務が、多重放送、臨時目的放送又は専ら放送番組の配列を示す情報を送信するデータ放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するデータ放送をいう。）である場合

三 衛星基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

2 前項第一号の規定にかかわらず、申請者が地上基幹放送事業者等であるときは、申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えず、かつ、次のいずれにも該

当一般放送事業者の、同号に掲げる者となる一般放送事業者に係る同項第二号に掲げる者となる一般放送事業者は当該同項第三号に掲げる者となる一般放送事業者の財政状態を証する書類を総務大臣に提出し、その財政状態が前項第一号ハに掲げる事項に該当していることについて、総務大臣の確認を受けることができる。

[施行規則第十七条の八]

第十七条の八 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。

一 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が特別衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

一 申請者が地上放送事業者等である場合 申請者等が特別衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。

当する場合とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 申請者等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、申請者等のうち衛星基幹放送の業務を行う者（地上基幹放送事業者等に限る。）が全て認定放送持株会社の子会社（地上基幹放送事業者を除く。）であること。

ロ 地上基幹放送事業者又は当該者に係る法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者が衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の百分の三十三・三三三三三を超え、二分の一以下の議決権を有する関係を法第九十三条第二項第一号に掲げる関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等のうち衛星基幹放送の業務を行う者が全て地上基幹放送事業者等でないこと。

二 申請者等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われるものに限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 申請者等が特別衛星放送業務（第三項第二号イに係るものに限る。以下イにおいて同じ。）に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者（地上放送事業者等に限る。）がすべて認定放送持株会社の子会社（地上放送事業者を除く。）であること。

(2) 地上放送事業者（これを支配する者を含む。）が特別衛星放送業務を行う者の議決権の三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しないものとみなした場合に、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者がすべて地上放送事業者等でないこと。

ロ 申請者等が特別衛星放送業務（第三項第二号ロに係るものに限る。）に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

2) 一般衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の普及及び健全な発達のために特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。

一 申請者が地上放送事業者等である場合 申請者等が一般衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が十二を超え

(支配関係の意味)

第五条 次の各号に掲げる条項における支配関係の意味は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

一 第三条第一項第六号及び第二項 法第九十三条第二項の関係

二 第三条第三項 次のいずれかに該当する関係をいう。

イ その認定放送持株会社又は基幹放送事業者が、第三条第三項に規定する法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者の百分の三十三を超える議決権を有する関係

ロ その認定放送持株会社又は基幹放送事業者の役員で、第三条第三項に規定する法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者の役員を兼ねる者の総数が、当該第三条第三項に規定する法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者の役員の総数の五分の一を超える関係

ハ その認定放送持株会社又は基幹放送事業者の代表権を有する役員又は常勤の役員が第三条第三項に規定する法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者の代表権を有する役員又は常勤の役員を兼ねる関係

ないこと。

二 申請者が地上基幹放送事業者等でない場合、申請者等が一般衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二十四を超えないこと。

[再掲 (享有基準第十三条第三項)]

3 前条の規定において支配とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 その認定放送持株会社又は一般放送事業者が、第十二条に規定する第二条第一項第二号に掲げる者の百分の三十三を超える議決権を有すること。

二 その認定放送持株会社又は一般放送事業者の役員で、第十二条に規定する第二条第一項第二号に掲げる者の役員(監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。以下この号において同じ。)を兼ねる者の総数が、当該第十二条に規定する第二条第一項第二号に掲げる者の役員の総数の五分の一を超えること。

三 その認定放送持株会社又は一般放送事業者の代表権を有する役員又は常勤の役員が第十二条に規定する第二条第一項第二号に掲げる者の代表権を有する役員又は常勤の役員(監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。)を兼ねること。

(準用)

第六条 第三条第一項第三号の規定は、中波放送又は超短波放送を行う地上基幹放送の業務について準用する。

[再掲 (享有基準第十四条)]

(中波放送及び超短波放送に係る準用)

第十四条 第五条及び前条第二項の規定は、中波放送及び超短波放送について準用する。

この場合において、中波放送については、第五条及び前条第二項中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、超短波放送(コミュニティ放送を除く。)については、第五条及び前条第二項中「テレビジョン放送」とあるのは「超短波放送(コミュニティ放送を除く。)」と読み替え、コミュニティ放送については、第五条中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域にテレビジョン放送(原域放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第一号(注)十三の原域放送をいう。)に限る。以下この条において同じ。)を行う放送局」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域にコミュニティ放送を行う放送局」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送を行う」とあるのは「コミュニティ放送を行う」と、「放送対象地域を除く。）」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。）」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「すべての放送対象地域」とあるのは「すべての都道府県」と、前条第二項中「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「が関東広域圏(茨城県、栃木県、群馬県

(特別の関係)

第七条 法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人その他の団体（以下この条において「被支配法人等」という。）との関係
- 二 その役員が一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の百分の五十を超

、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域をいう。）以外の放送対象地域である場合に限り、それらの放送対象地域（第五条ただし書に規定する放送対象地域を除く。）の数」とあるのは「（第五条ただし書に規定する都道府県を除く。）の数」と、「一の放送対象地域」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域」と、「テレビジョン放送を行う」とあるのは「コミュニティ放送を行う」と、「放送対象地域を除く。」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。」と読み替えるものとする。

える理事又は責任役員を兼ねる一の者と当該一般社団法人等との関係

三 被支配法人等とその支配株主等の他の被支配法人等との関係

2 被支配法人等が他の法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人その他の団体も、被支配法人等とみなして前項第一号の規定を適用する。

(支配関係に該当する議決権の占める割合)

第八条 法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合についての法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、百分の三十三・三三三三三とする。

一 申請者が法第九十三条第一項第四号ロ又はハに掲げる者である場合であつて、その申請に係る地上基幹放送の業務に係る放

(支配)

第十三条 第二条第一項及び第三条から第十条までの規定において支配とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 一の者が法人又は団体の議決権の十分の一を超える議決権を有すること。

二 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の役員(監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。以下この号において同じ。)を兼ねる者の総数が、当該他の法人又は団体の役員の総数の五分の一を超えること。

三 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員(監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。)を兼ねること。

2 申請者が第二条第一項第二号又は第三号に掲げる者である場合であつて、その局の放送に係る放送対象地域と、自己に属する他

送対象地域と、自己に属する他の地上基幹放送事業者の地上基幹放送の業務に係る放送対象地域とが重複しない場合

二 衛星基幹放送の業務を行おうとする者又は衛星基幹放送事業者の議決権を有する場合

の放送局の放送に係る放送対象地域とが重複しない場合においては、前項第一号の規定にかかわらず、支配とは一の者が法人又は団体の議決権の五分の一以上を有することとする。

ただし、申請者が連続放送対象地域（当該連続放送対象地域の各放送対象地域が関東広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域をいう。）以外の放送対象地域である場合に限り、それらの放送対象地域（第五条ただし書に規定する放送対象地域を除く。）の数は七を超えないものとする。）のうちの一の放送対象地域にテレビジョン放送を行う放送局を開設しようとする場合であつて、その局が開設されることにより、当該連続放送対象地域の各放送対象地域（申請者がテレビジョン放送を行う放送局を開設しようとする放送対象地域を除く。）においてテレビジョン放送を行う一般放送事業者（各放送対象地域ごとに一の一般放送事業者に限る。以下この項において「特定一般放送事業者」という。）の各々と申請者との間に、直接、議決権の保有関係があるか、申請者及び特定一般放送事業者と議決権の保有関係を通じた連鎖関係にある一又は二以上の特定一般放送事業者が介在している場合（特定一般放送事業者が認定放送持株会社の子会社である場合を除く。）、支配とは一の者が法人又は団体の議決権の三分の一以上を有することとする。

〔放送法施行規則第十七条の八第三項第七号〕

イ 一の者が法人又は団体の議決権の十分の一を超える議決権を有すること。ただし、当該法人又は団体が衛星放送業務を行う者である場合にあつては、その議決権の三分の一以上の議決権

(支配関係に該当する役員¹の地位を兼ねる者の割合)

第九条 法第九十三条第二項第三号の総務省令で定める割合は、五分の一とする。

〔移動〕

〔移動〕

を有すること。

〔再掲 (享有基準第十三条第一項第二号) 〕

二 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の役員(監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。以下この号において同じ。)を兼ねる者の総数が、当該他の法人又は団体の役員²の総数の五分の一を超えること。

3 前条の規定において支配とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 一の認定放送持株会社又は一般放送事業者が、第十二条に規定する第二条第一項第二号に掲げる者の百分の三十三を超える議決権を有すること。

二 その認定放送持株会社又は一般放送事業者の役員で、第十二条に規定する第二条第一項第二号に掲げる者の役員(監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。以下この号において同じ。)を兼ねる者の総数が、当該第十二条に規定する第二条第一項第二号に掲げる者の役員³の総数の五分の一を超えること。

三 その認定放送持株会社又は一般放送事業者の代表権を有する役員又は常勤の役員が第十二条に規定する第二条第一項第二号に掲げる者の代表権を有する役員又は常勤の役員(監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。)を兼ねること。

(中波放送及び超短波放送に係る準用)

第十四条 第五条及び前条第二項の規定は、中波放送及び超短波放

送について準用する。

この場合において、中波放送については、第五条及び前条第二項中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、超短波放送(コミュニティ放送を除く。)については、第五条及び前条第二項中「テレビジョン放送」とあるのは「超短波放送(コミュニティ放送を除く。)」と読み替え、コミュニティ放送については、第五条中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域にテレビジョン放送(県域放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第一号(注)十三の県域放送をいう。)に限る。以下この条において同じ。)を行う放送局」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域にコミュニティ放送を行う放送局」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送を行う」とあるのは「コミュニティ放送を行う」と、「放送対象地域を除く。）」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。）」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「すべての放送対象地域」とあるのは「すべての都道府県」と、前条第二項中「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「が関東広域圏(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域をいう。)以外の放送対象地域である場合に限り、それらの放送対象地域(第五条ただし書に規定する放送対象地域を除く。)の数」と

(出資者等)

第十条 申請者のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者の主たる出資者、役員及び審議機関の委員は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。

あるのは「(第五条ただし書に規定する都道府県を除く。)の数」と、「一の放送対象地域」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域」と、「テレビジョン放送を行う」とあるのは「マルチメディア放送を行う」と、「放送対象地域を除く。」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。」と読み替えるものとする。

(出資者等)

第十五条 開設しようとする放送局の主たる出資者、役員及び審議機関の委員は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。